

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（案）

（令和 2 ~~平成 3-1~~ 年度）

令和 2 年 ~~平成 3-1~~ 年 3 月 ● 日

厚生労働省

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和2年度~~平成31年度~~)

目次

- 第1 はじめに
- 第2 計画期間
- 第3 政策体系及び評価予定
- 第4 事後評価の対象及び評価の方法
- 第5 事後評価の実施
- 第6 学識経験を有する者の知見の活用
- 第7 評価結果の政策への反映状況の公表
- 第8 その他

別紙 ~~平成31~~令和2年度 評価実施施策目標

厚生労働省における事後評価の実施に関する計画

(令和2平成~~3-1~~年度)

第1 はじめに

本計画は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定。以下「基本方針」という。）及び「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第4期）」（以下「基本計画」という。）を踏まえて、令和2平成~~3-1~~年度に実施する事後評価の対象、評価の方法等を明らかにするものである。

第2 計画期間

本計画の対象期間は、令和2平成~~3-1~~年4月1日から令和~~平成3-2-3~~年3月31日までとする。

第3 政策体系及び評価予定

施策体系における各施策目標の測定指標、目標値（達成水準・達成時期）及び事務事業等については、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）中2に基づき作成する事前分析表において定め、公表する。

第4 事後評価の対象及び評価の方法

事後評価の対象及び評価の方法は以下に掲げるとおりとする。

1 政策体系に基づき対象とする政策（基本計画第7の1（1）関係）

政策体系の施策目標については、毎年度、評価又は指標のモニタリングを行う。令和2平成~~3-1~~年度において評価を行う政策は、別紙のとおりとする。

加えて、指標のモニタリングの結果（以下「モニタリング結果」という。）により評価の必要が生じた施策目標について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。な

お、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策統括官付政策評価官室（以下「政策評価官室」という。）が、当該政策の担当部局（大臣官房の各課を含む。以下同じ。）及び査定課（大臣官房会計課及び大臣官房人事課）と調整の上、定めることとする。

2 研究開発（基本計画第7の1（2）関係）

「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成28年12月21日内閣総理大臣決定）に基づき、総合科学技術・イノベーション会議において事後評価の対象とすることとされた研究開発について、原則として事業評価方式により評価することとする。

3 公共事業（基本計画第7の1（3）関係）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価の実施について」（平成23年7月7日付健発0707第1号。以下「水道施設整備事業評価実施要領」という。）で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

4 政策決定後5年間が経過した時点で未着手のもの及び政策決定後10年間が経過した時点で継続中のもの等（基本計画第7の1（4）関係等）

個々の公共事業であって、「水道施設整備事業評価実施要領」で定めるところにより事後評価の対象とすることとしたものについて、原則として事業評価方式により評価することとする。

また、規制の事後評価については、事前評価書に記載した事後評価の実施時期が到来するものを法令等に見直し条項（一定期間経過後の当該規制の見直しを行う旨の条項）があるものはその見直し時期に対象とし、見直し条項がないものについては最長5年として必要に応じて対象とし、「規制の政策評価の実施に関するガイドライン」（平成19年8月24日政策評価各府省連絡会議了承。平成29年7月28日一部改正）等に基づき評価することとする。

5 租税特別措置等（基本計画第7の1（5）関係）

租税特別措置等（法人税、法人住民税、法人事業税）について、実績評価方式、総合評価方式又は事業評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価する。なお、具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び査定課（政策統括官付社会保障担当参事官室）と調整の上、定めることとする。

6 閣議決定等（基本計画第7の1（6）関係）

1から5までに掲げるもののほか、閣議決定等の内閣の基本方針に基づき政策評価の対象とするものについて、実績評価方式、総合評価方式又は事業

評価方式のうちから適切に選択した評価方式により評価することとする。なお、この場合の具体的な対象及び評価の方法は、政策評価官室が、当該政策の担当部局及び関係する査定課と調整の上、定めることとする。

第5 事後評価の実施

1 指標のモニタリング

(1) 担当部局は、施策目標について設定した指標についてモニタリング結果を事前分析表に記載し、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(※ 査定課とは、組織・定員要求を伴う政策については大臣官房人事課、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う政策については大臣官房会計課、税制改正要望を伴う政策については政策統括官付社会保障担当参事官室をいう。以下同じ。)

(2) 査定課は、モニタリング結果を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、モニタリング結果を確認の上、取りまとめ、公表する。

2 評価の実施

(1) 担当部局は、第4の規定に従い評価を実施し、評価結果を評価書等（法第10条に規定する評価書及びその要旨をいう。以下同じ。）として取りまとめ、部局の取りまとめ課で確認の上、政策評価官室が定める期限までに査定課及び政策評価官室に提出する。

(2) 査定課は、評価書等を参考に査定を行い、組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等に反映する。

(3) 政策評価官室は、評価書等を確認の上、取りまとめ、公表する。

第6 学識経験を有する者の知見の活用

実績評価書の作成に当たって、学識経験者等の高度の専門性や実践的知見の活用を図る観点から、政策評価官室は、原則7月目途に開催する、基本計画第8の2に定める「政策評価に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の下に設置した労働・子育てワーキンググループ、医療・衛生ワーキンググループ及び福祉・年金ワーキンググループ（以下「各WG」という。）において、実績評価書（案）の意見聴取を行うこととする。なお、各WGにおいて意見聴取を行う実績評価書（案）は、基本計画第7の1（1）ロに基づき作成した全実績評価書（案）及び基本計画第7の1（1）ハに基づき作成した実績評価書（案）の中から政策評価官室が各WGと調整の上、対象としたものとする。

それ以外の実績評価書（案）については、基本計画第8の1の考え方に基

き、担当部局において、有識者から意見聴取を行うものとする。

また、政策評価官室は、年度末を目途に有識者会議を開催し、次年度の政策評価の実施に関する意見聴取等を行うものとする。

第7 評価結果の政策への反映状況の公表

担当部局及び査定課は、評価結果を、新たな政策の企画立案（組織・定員要求、予算要求、税制改正要望等を含む）、既存の政策の見直し・改善に反映させるための情報として活用する。また、担当部局は、~~令和2平成31~~年度に実施した政策評価の結果の政策への反映状況について、8月中を目途に政策評価官室に報告する。

政策評価官室は、それらの反映状況を確認の上、取りまとめ、公表する。

第8 その他

1 政策評価の継続的改善

政策評価官室は、政策評価制度全般の改善・充実を図るため、他府省、地方公共団体等及び外国の状況に関する知識などの政策評価に関する情報を幅広く収集し、政策効果の把握の手法等の調査、研究及び開発を積極的に進めることとする。

2 職員の資質の向上

政策評価官室は、職員の資質の向上を図るため、収集した政策評価に関する知識や経験等を担当部局等に適宜提供するとともに、必要に応じて、政策評価に関する説明会を開催する。

3 本計画の改正

本計画については、厚生労働行政を取り巻く環境の変化、法、基本方針又は基本計画の変更等を踏まえ、必要に応じて改正を行うものとする。

4 厚生労働省における政策評価実施要領

本計画に定めるもののほか、事後評価の実施に関し必要な事項は、「厚生労働省における政策評価実施要領」に定める。